

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地 (加註印)) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
マダガスカル	アンタナナリボにおけるきれいな街のための廃棄物管理機材改善計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	アンタナナリボにおけるきれいな街のための廃棄物管理機材改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	845,000千円 2026.4.30まで	2022.6.15 アンタナナリボで (同日)	日本側 樋口義広 在マダガスカル大使 側 リンジャー・ランジヤトル・ランジヤトル 外務大臣	2022.7.20 262号
マダガスカル	マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	700,000千円 -----	2022.6.15 アンタナナリボで (同日)	日本側 樋口義広 在マダガスカル大使 側 リンジャー・ランジヤトル 外務大臣	2022.7.20 263号
マダガスカル	稲種子生産ほ場及び施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文	稲種子生産ほ場及び施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,257,000千円 2028.12.31まで	2022.10.26 アンタナナリボで (同日)	日本側 阿部康次 在マダガスカル大使 側 ラクトウ・ニン・リシヤール 国防大臣 兼 外務大臣代理	2023.2.6 54号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。